

コーポレートガバナンス・コードの改訂案に対する意見

平成30年4月24日
一般社団法人監査懇話会

はじめに

本年3月30日に意見募集に付された「コーポレートガバナンス・コード(改訂案)」に対して、監査役、監査委員及び監査等委員並びに同経験者で構成する「一般社団法人監査懇話会」として以下のとおり「意見」を申し述べます。

1. 【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】の修正

<改訂原案>

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する適切十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

<当会の意見>

原則4-11の3~5行目「また、監査役には、・・・・・・選任されるべきである。」を以下の通り変更する。

「また、**監査役会は、総合して、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有し、かつ倫理観に富んだ者で構成され**、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。」

【理由】

- (1) 適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識をすべての監査役が一人で有する必要はなく、監査役会の総合力としてバランス良く確保しておけば良いことを明確にする。
- (2) 昨今の企業における不正会計事案は、財務・会計に関する十分な知見と経験を有した監査役の強い指導力で行われた場合が散見されるので、財務・会計に関する十分な知見をもった監査役こそ、特に健全な事業活動倫理に必要な倫理観が求められる。
- (3) さらに、検査偽装、データ改竄等の品質不正事案も多く発生しており、監査役に求められる適切な経験・能力は、財務・会計・法務に限定されず、製造・検査・開発他に関する業務の知見や経験も関与してこることもあり、監査役メンバーが多様な経験・能力を有する総合力を確保していることが重要である。

2. 補充原則4-4②新設（常勤監査等委員・監査委員について）

<当会の意見>

補充原則4-4②を新設し、下記文言を追加する。

「監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社では、それぞれ常勤の監査等委員又は監査委員を選定すべきである。」

【理由】

(1) 監査役会にその選定が義務付けられている常勤の監査役は、①高度な情報収集能力の発揮、②監査役会が組織的に監査をしていくうえでの要としての役割発揮、③社外取締役及び監査役（全ての非業務執行役員）との間での情報交換・情報共有、意見交換・意思疎通等を図っていくうえでの中核としての役割発揮等が期待されている。また、常勤の監査役は、そのような役割を適切に発揮するよう努力すべきである。

(2) 他方、監査等委員会及び監査委員会（以下「両委員会」という。）には、常勤の監査等委員及び常勤の監査委員（以下「常勤の委員」という。）の選定が法的に義務付けられていない。両委員会が情報収集能力を高め、組織的な監査を遂行し、全ての非業務執行取締役間での情報交換や意思疎通を図っていくためには、要となる常勤の委員が不可欠である。非常勤者のみでは、そのような役割を發揮する委員がないため、常勤者を設置している会社と比べ監査の質・量が著しく劣後するだけでなく、社外取締役をはじめとした非業務執行取締役への十分な情報提供や非業務執行取締役間での意見交換・意思疎通がおろそかになり、社外取締役に期待される役割の發揮に支障をきたすおそれがある。

(3) 現に両委員会設置会社の多くでは、常勤の委員の役割發揮が有益であるとの認識のもと、常勤の委員が選定されている。

公開大会社では、両委員会設置会社の健全性の確保ため、常勤の委員の選定を法的に義務付けるべきと考えるが、少なくともコーポレートガバナンス・コードでは補充原則4-4②を新設し、「監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社では、それぞれ常勤の監査等委員又は監査委員を選定すべきである。」という文言を追加すべきである。

3. 補充原則4-4③新設（監査役の内部監査部門への指示命令及び三様監査の連携について）

<当会の意見>

補充原則4-4③として、下記の文言を追加する。

「監査役は、内部監査部門及び外部会計監査人との連携を確保すべきである。その際に、監査役が内部監査部門に対して監査に関する指示命令を行ない得るように社内体制を整備するとともに、監査役を中心に内部監査部門及び外部会計監査人の三

者が一堂に会した情報共有の場を整備し活用すべきである。」

【理由】

- (1) 指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社においては、監査委員会や監査等委員会は内部統制システムに依拠して、必要に応じて内部監査部門に指示命令することによって監査を行うものとされている。一方、監査役については、経営者の指揮命令下にある内部監査部門に対して直接的な指示命令を行うことには、否定的な見解が従来多くみられた。このことが、機動的かつ効率的な監査を実現する上での支障となっている。
- (2) しかし非業務執行役員としては、監査役も監査委員・監査等委員も経営の健全性を確保するための監査という「守りの機能」においては共通であり、また現実に内部統制システムの活用と内部監査部門との連携なしに監査役監査を行うことが困難となりつつある。監査役も、監査に関して指示命令を行い得るような社内体制を整備することが、監査の実効性確保のために不可欠となってきた。
- (3) 監査役と内部監査部門及び外部会計監査人の三者の情報共有を中心にした連携は、各々の監査のみならず、経営の健全性を保障する監査機能全体の実効性の確保の上でも不可欠となっている。とりわけ、企業不祥事が後を絶たない中であって、三者が一堂に会した場を設定して内部統制システムの評価や不正リスク・不正の兆候に関して情報交換を行うことは、監査機能全体の実効性向上に大きく貢献すると思われる。

4. 補充原則4-10①修正（監査役の指名について）

<改訂原案>

補充原則4-10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

<当会の意見>

任意の諮問委員会の諮問対象に監査役の指名も含まれることを明確にするため、4-10①の末尾に下記の文章を挿入する。

「監査役の指名については、独立社外取締役及び監査役を主要な構成員とする諮問委員会を設置することにより、監査役の機能の独立性・客観性を確保すべきである。」

【理由】

- (1) 監査役が独立した客観的な立場から取締役の職務執行を監査するためには監査対

象から人事的に独立していることが必須である。しかるに多くの場合、最高経営責任者が実質的に選任権を持っているのが実情である。こうした人事的脆弱性が、海外の投資家から日本の監査役制度が評価されない大きな理由となっている。

(2) 最高経営責任者が実質的に監査役を選任するという最大の問題を回避するためには、監査役の指名について独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会が原案策定に関与することが有力な方策となる。その際には、監査役として求められる資質や能力は取締役や執行役員と同じではないことから、監査役候補としての適性の有無の判断について監査役会の意見が反映されるべきである。そのためには、諮問委員会には監査役が参加することが必要となる。

以上